

4 循 環 第 6 3 1 号
令和 4 年 1 2 月 2 8 日

一般社団法人愛知県産業資源循環協会会長 様

愛 知 県 環 境 局 長
(公 印 省 略)

電子化された自動車検査証への対応について（通知）

日頃は、本県の環境行政の推進に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 5 年 1 月 4 日より、自動車検査証が順次電子化され（以下、電子化された車検証を「電子車検証」という。）、必要最小限の記載事項を除き、自動車検査証情報は I C タグに記録されることとなりました。電子車検証の券面に記載される情報等は別紙 1 のとおりです。

I C タグに記録される全ての自動車検査証情報は、I C タグから自動車検査証閲覧アプリで閲覧及び P D F 形式で出力することが可能となります*。

これらを踏まえ、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請又は車両を変更する届出において、電子車検証の写しを提出する場合は、車検証の写しに併せて自動車検査証記録事項を添付することとし、別紙 2 のとおり添付書類一覧表を変更しました。

つきましては、貴協会員への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

なお、本県 Web サイト「あいちの環境」に案内していますので、参考にしてください。

【御参照先】あいちの環境

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/haiki/osirase/denshishakenshou.html>

※「電子車検証及び車検証閲覧アプリが普及するまでのしばらくの間は、電子車検証発行時や更新時に I C タグの内容も含めた全ての車検証情報が記載された「自動車検査証記録事項」（別紙 3）を発行します。」と国土交通省のホームページ「電子車検証特設サイト」で案内されています。

担 当 資源循環推進課
産業廃棄物グループ
電 話 052-954-6235 (ダイヤルイン)
メール junkan@pref.aichi.lg.jp